

監査・ガバナンス研究部会（第 195 回）議事録

日時：平成 26 年 1 月 17 日（金）15:00～17:00

場所：学士会館 305 号会議室

出席者：今井、上原、大関、勝田、嶋多、中嶋、林、日向、山本、山脇、井上（文責）

【報告事項】

今井部長より、学会第 138 回理事会の報告があった。

【定例研究発表】

1. 「介護経営の倫理とコーポレートガバナンス」（日向浩幸部会員）

<概要説明>

- ① 福祉サービスが措置から契約に変わり、利用者がサービスを選べるようになった。様々な事業主体が参入し、介護市場は急速に拡大していったが、事業者による不正な利益の追求という問題が生じている。
- ② その典型例がコムスンである。1988 年の創業、24 時間巡回型介護サービスの開始、折口雅博氏のグッドウィル G による子会社化を経て、急激に成長を遂げた。2006 年以降、厚生労働省の施策がサービス量の確保から質重視に転換されたにもかかわらず、コムスンは拠点拡大や収益確保など量的拡大を優先したためコンプライアンスへの取り組みが遅れた。
- ③ 2006 年末に行われたコムスンへの東京都の立ち入り検査では、雇用実態のない介護職員の名義を使っての事業所の指定受け、サービス提供責任者の不足、職員配置の虚偽申請、訪問介護計画の未作成、不適切な報酬請求といった問題事例が発覚している。これにもとづく東京都の処分対象事業所について、コムスンは処分前に事業所の廃止届を提出し、連座制（1ヶ所でも取り消されると他の事業所も5年間指定の更新ができなくなる）の適用を免れようとするなど悪質な対応であった。
- ④ 厚生労働省は 2007 年に同社の全介護サービスの新規指定・更新をしないよう全都道府県に通知した。これによりコムスンは介護事業から撤退を余儀なくされ、その事業はセントケア・ホールディングス等 4 事業者に分割売却された。
- ⑤ 要介護者という弱者を対象に報酬を得て運営される企業には、一般企業以上に高い企業倫理が欠かせない。

<討議・意見>

- ① あれほど興隆したコムスンが全事業所を売却せざるを得ないほどの厳しい処分を受けた理由として、単にコンプライアンス違反ということなのか納得がいかない。もっと深い事情があったのではないか。
- ② この種の事例研究の場合、対象会社の経営者の資質・経営理念・経営倫理等の存在やその制度化、コーポレートガバナンスとして監査役は一体何をやっていたのか等の視点からの分析が必要である。
- ③ 介護ビジネスそのものが、各種規制や単価低下により企業経営として成り立たないのではないか。そういう背景をそのままにして、量的拡大を図るなどと言っても難しい。また、規制も必要以上に厳しく事業をやりにくくしているという面はないか。

- ④ 介護事業をそもそも民間企業にやらせるのが問題なのではないか。介護保険の収支も分析してはどうか。
- ⑤ 本発表は、時系列的な説明を最初に持ってきた方が、理解しやすいと思う。

2. 「新 COSO フレームワークの概要」(大関 誠部会員)

<概要説明>

- ① COSOレポートによる内部統制のフレームワークは、1992年に公表されて20年経過し今やグローバル・スタンダードの位置付けにあるが、今回の改定では、内部統制の定義や評価および管理の方法の変更は行われておらず、概念的なガイダンスと実務上の事例を提供することに重点が置かれている。
- ② 主要な改定点は以下のとおり。
 - ・ 統制目的は、「業務」「報告」「遵守」の3つだが、従来は「報告」が「財務報告」であった。「報告」の中身が、財務報告のみならず非財務報告まで拡大している。
 - ・ 5つの構成要素は従来通りだが、各構成要素の定義説明に17項目の原則(プリンシプル)を採用し、原則の要件を満たすための実務上のポイントを77の「着眼点」として例示している。これらによりCOSOの基礎概念を具体的に体系化している。
 - ・ 多くの箇所で内部監査について言及されており、その重要性が強調されている。
 - ・ リスク評価のところ、不正防止の重要性に言及している。
 - ・ ITの進化が内部統制のすべての構成要素に影響を及ぼすことを指摘している。
- ③ 今回のCOSOの改定は我が国の内部統制制度にも大きく影響を及ぼすと考えられる。今後の研究課題として注目すべきである。

<討議・意見>

- ① 前回発表のあった日本の会社法改正の動きに影響があるのか。(必ずしも繋がらない)
- ② 報告が財務情報だけに限らないというのは進歩だ。株価の変動は80%が非財務情報にもとづくという調査研究もある。
- ③ 金融庁などの政府機関の検査・監査に影響を与えると思う。
- ④ 原則「プリンシプル」でやるということだが、かつて金融庁もそうやって、結局細かな検査をするようになり、なぜそこまで言うかというような検査を受け、金融機関は苦勞が多い。
- ⑤ 確かに、今回のCOSO改定は、原則、着眼点を設け概念をより具体的に説明し、分かり易くなっていることは評価できるが、一方、こういう細目化が今後も際限なく広がるという懸念もある。
- ⑥ 監査役監査基準にも大きな影響を与えるのではないか。今の基準でもずいぶん細かいが、それを更に細かくするようなことにつながるのはいかがでしょうかと思う。
- ⑦ 結局、COSOが新しくなったと言っても、実際は何も本質的には変わっておらず、これまでの経験や時代の流れを踏まえて、増補したというのが正しい理解だろう。
- ⑧ 前向きな本質的議論大歓迎いたします。

【次回開催日】 2月21日(金)午後3時 学士会館305会議室